

税務

P282/2018 - 2018年10月22日

Tax Analysis

注目される個人所得税改革
——実施条例修正草案の公布

今年の8月31日に全国人民代表大会常務委員会で可決された新しい個人所得税法案¹の実施を更に確実なものにするために、財務部と国家税務総局は10月20日、『中華人民共和国個人所得税法案実施条例（修正ディスカッションドラフト）²』（以下「ディスカッションドラフト」と略称）を発表した。同ディスカッションドラフトに対する意見は、2018年11月4日まで募集されている。本タックスアナリシスでは、ディスカッションドラフトにおける、現行の個人所得税実施条例からの主な改訂条項とその影響について、解説する。

1.「五年ルール」

ディスカッションドラフトの規定では、中国国内に住所を有しない居住者個人のうち、中国国内に年間累計183日以上滞在した年数が連続5年に満たない場合、または5年を満たしているが、その間に1回で30日を超える期間出国している場合には、主管税務機関に登録した上で、その個人の中国国外源泉の所得に関し、中国国内の企業・経済組織・居住者個人から支払われた部分のみを、個人所得税の課税対象とすることができる。5年連続で年間累計183日以上中国に滞在している、または5年間で1回に30日を超える期間出国していない納税者は、6年目から、年間累計183日以上中国国内に滞在した年度において、中国国外源泉の全ての所得が個人所得税の課税対象になる。

上記の規定は、現行の個人所得税実施条例の「五年ルール」から引き継がれたものである。ディスカッションドラフトの説明によると、この規定は政策の安定を維持し、外国人材を惹きつけるための配慮と解説されている。従って、中国国内に住所を有しないが、中国国内に年間累計183日以上滞在しているため、中国税法上の居住者になる個人の場合にも、上記の「五年ルール」を適用すると、中国国外源泉の所得に対する中国個人所得税の免税条件を満たすことができる。「五年ルール」の維持は、中国で働く多くの外国籍個人にとってメリット³である。留意点としては、ディスカッションドラフトによると、「五年ルール」に基づき中国国外所得に対する免税優遇を享受する、中国国内に住所を有しない個人は、税務機関への登録が必要となる。従って未登録の納税者は、免税優遇の享受に支障が生じる可能性がある。納税者は、今後の申告手続に関するルールに引き続き留意し、対応する必要がある。

筆者：

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：huawang@deloitte.com.cn

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

北京

康婕

シニアマネージャー

電話：+86 10 8512 5412

メール：makang@deloitte.com.cn

上海

朱海燕

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1096

メール：hyzhu@deloitte.com.cn

¹ 関連内容は、デロイトタックスアナリシスの『個人所得税の改革に注目』シリーズ（2018年7月3日及び9月3日に発表）をご参照のこと。
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2018/deloitte-cn-tax-tap2752018-zh-180703.pdf>
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2018/deloitte-cn-tax-tap2772018-zh-180903.pdf>

² 意見募集草案本文：<http://yjzj.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1701567>

³ 現行税法では、住所を有しない個人は、一回で30日を超える出国又は累計で90日を超える出国により、「五年ルール」が適用される。

2. 所得源泉の判断基準

ディスカッションドラフトでは、中国源泉所得の判定基準が補足され、以下の所得が中国源泉所得に該当する旨が明文化された。

- 中国国内での事業活動を通じて取得した事業活動に係る所得
- 中国国内の企業・その他経済組織の投資で形成された持分資産を取引することにより取得する所得
- 中国国内の企業・その他経済組織・居住者個人が支払う、または負担する原稿料所得、偶発所得

所得源泉地は、中国個人所得税の納税義務を判定するための重要な基準の一つであり、ディスカッションドラフトに新たに追加された規定は、重要なガイドラインになると考えられる。同時に経済発展モデルの絶え間ない変化、特にデジタル化の発展トレンドを考慮し、国务院の財政税務主管部門に、源泉地判定規則を調整する権限を付与する条項が、追加された。

3. 課税所得の範囲

- 新個人所得税法の「経営所得」項目について、現行の政策における経営所得に対する基礎控除額は年 42,000 元であるが、これを引き継ぐため、ディスカッションドラフトでは、納税者が経営所得の課税所得を計算する際、年 60,000 元の費用・専門控除・法律に定められたその他の控除を差し引くことができると定められている。
- ディスカッションドラフトでは、個人のパートナーシップ企業における共有財産の譲渡によって取得した所得は、「財産譲渡所得」にあたる旨が明文化された。これは、パートナーシップ企業の共有財産の譲渡に起因する税務問題に関して、税務当局の注目を集めていることを示している。

4. みなし財産譲渡

ディスカッションドラフトでは、みなし財産譲渡に関する規定が追加された。従って、個人による非貨幣資産の交換・財産の贈与・債務返済・賛助・投資などの目的で財産を使用する場合、別途の規定がない限り財産の譲渡であるとみなされ、個人所得税を納付しなければならない。

自然人間の財産贈与行為が、贈与者と受贈者の所得税に及ぼす影響は、実際には広く関心を集めるトピックの一つである。現行の個人所得税法では、贈与者のみなし財産譲渡に係る個人所得税処理については明確には言及していないが、受贈者の場合、現行法規では住宅贈与の一部のみを、受贈者個人の「その他の所得」として課税対象に含めている。みなし財産譲渡に係る新たな規定では、贈与者に対する一般処理規則を明確にしているが、新法では同時に「その他の所得」項目が取り消されたため、受贈者に対する個人所得税処理について、より明確化が望まれる。一方、親族間の財産贈与や慈善目的の財産寄付などに、実務上財産譲渡の例外規定を適用し免税とすることができるのか否かにも、留意が必要である。

また、ディスカッションドラフトに追加されたみなし財産譲渡に係る規定は、企業所得税法实施条例における相応の条項に類似しているが、企業所得税とは異なり、ディスカッションドラフトでは労務のみなし販売に関して言及していない。個人所得税法のみなし財産譲渡に係る規定が労務項目に適用されるのか否か、加えて財産譲渡の例外規定を適用した免税が更に拡大され、個人所得税における再編取引の特殊性税務処理規定の様に取り扱う事ができるのも、引き続き留意が必要である。

他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

Global Employer Services

全国リーダー

香港

谢梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：tojasper@deloitte.com.hk

華北区

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：huawang@deloitte.com.cn

華東区

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

華南区

深セン

李菲菲

ディレクター

電話：+86 755 3353 8160

メール：ffli@deloitte.com.cn

華西区

重慶

汤卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：ftang@deloitte.com.cn

5. 外国所得税額控除

新しい個人所得税法における課税所得の分類規定との関係から、ディスカッションドラフトでは、居住者が中国国内と国外で取得した総合所得または経営所得をそれぞれ合計して納付すべき税額を計算し、中国国内と国外で取得したその他の所得は、単独で納付すべき税額を計算する必要があると規定している。そのうち、個人独資企業・パートナーシップ企業・個人が、その他の生産活動と経営活動に従事するために国外の営業機構で発生した損失は、国内営業機構の利益と相殺することはできない。

控除限度額の計算について、ディスカッションドラフトでは、原則として、現行の「国家（地域）ごとに分類し、項目ごとに分類しない」との一般的な計算方法を継続し、別途の規定がある場合を除き、単一国家（地域）源泉所得から控除できる限度額は、当該国源泉の総合所得控除限度額・経営所得控除限度額・その他所得項目の控除限度額の合計額となる。控除限度額を超えた場合の五年間の補足控除期限とその関連規定は、現行の実施条例との一貫性が維持されている。

経済発展のグローバル化と「一帯一路（シルクロード経済帯と海上シルクロード）」の推進に伴い、中国居住者が中国国外から所得を取得する状況も益々普遍的なものになり、所得項目も単純ではなくなっている。また、中国企業の「走出去（対外経済進出戦略）」が実施されてからは、人材の海外派遣も一層頻繁なものとなった。その結果、中国居住者個人の中国国外所得に関する徴税事項は、更に税務機関の注目を惹くようになった。ディスカッションドラフトの規定から見ると、現行の控除ルールと比べて、新税法の控除はより複雑になる可能性がある。その他、中国国外所得税の外国税額控除と、中国個人所得税確定申告期限との関連性についての問題は、長らく実務上の難問であり、中国国外の異なる国家または地域の納税申告と税金の精算時期の差異は、外国税額控除の不確定性を引き起こす可能性がある。中国国外所得を取得した中国居住者個人と人材の海外派遣に係わる中国企業は、新たな個人所得税に規定された外国税額控除政策の実務の動向に留意する必要があり、複雑な状況に直面した場合、専門家の協力を求めることが推奨される。

6. 脱税防止条項

新税法で初めて脱税防止条項が導入され、ディスカッションドラフトでは税法に基づき、関連条項と概念が詳細に規定された。

- 独立取引原則の定義が明確化された。これは、関係のない取引の各当事者が、公平取引価格及び営業通例に基づき取引を行うために従うべき原則である。同時に、関連当事者に関する定義も行われている。
- 国外支配法人ルールにおける「支配」、「税負担が著しく低い」などの重要な定義が明確化された。同時に、居住者個人または居住企業は、資料を提供することにより、その法人が国務院の財政税務所轄部門が規定した条件を満たしていることを証明できる場合、税務調整の免除が可能であると規定された。
- 一般的租税回避防止規則における「合理的な商業目的を持たない」とは、税金の軽減・免除・延納を主な目的とすることを指している。

ディスカッションドラフトでは、税務機関が個人の脱税防止行為に関して行う、納税調整の徴収利子の計算方法についても規定されているが、納税調整方法の詳細は、国務院の財政税務所轄部門が別途規定する。

新個人所得税法と今回公表されたディスカッションドラフトにおける脱税防止条項は、現行の企業所得税法の関連規定を参考としていることに留意すべきである。今後、個人所得税の脱税を防止するための徴収・管理過程において、税務機関が企業所得税の脱税防止において積み重ねた経験を参照・活用することが予想される。この点から、中国国内での投資とクロスボーダーでの資産配置を有する高収入人材は留意すべきであり、一刻も早く関連アレンジの商業合理性に対する評価とリスク防止・統制を行うことが推奨される。また、現行の個人所得税における関連規則と脱税防止条項をどのように調和させて、関連付けるのか（例えば「（税金計算基礎が）著しく低い正当な理由」と「独立取引原則」をどのように調和させるべきか）との問題についても、考慮することが望まれる。

7. 源泉徴収義務者の指定

ディスカッションドラフトでは、所得情報を把握しかつ所得の取得過程に対する管理権限を持つ組織に対し、国務院税務主管部門が、源泉徴収義務者として指定できると規定された。

上述の規定は、税務部門は特殊な状況下の場合、源泉徴収義務者の指定ができることを初めて認めたものである。当該条項は、現在の経済形態が絶えず発展し、個人が取得する所得の形式とそのルートが複雑となっている現状に対する配慮である。今後税務機関が、実務上どのように当該条項を運用するのか、特にインターネット経済におけるプラットフォーム主体が、個人所得税の源泉徴収義務者として指定されるのか否かは、注目に値する。

8.個人の实名申告と納税者識別番号制度

ディスカッションドラフトでは、個人は納税者識別番号に基づき、实名申告を行う必要がある旨が明文化されている。中国国民用の身分証番号を保有する個人は、初回の課税所得取得時または初回の納税申告時に、源泉徴収義務者または税務機関に納税者識別番号（身分証番号）を提供しなければならない。また、この個人情報に変更が生じた場合にも、源泉徴収義務者または税務機関に報告しなければならない。中国国民用の身分証番号を保有しない個人は、初回の納税義務が発生した際に、税務機関の規定に従って納税関連情報を提供しなければならない。税務機関はこれらの個人に納税者識別番号を付与する。

9.年度確定申告

ディスカッションドラフトは、総合所得を取得した場合において、確定申告を行う必要がある状況を列挙している。

- 1) 2 か所以上から総合所得を取得し、かつ総合所得年間収入額から専門付加控除を控除した残額が、6 万人民元を超える場合
- 2) 労務報酬所得、原稿料所得、特許権利使用料所得のうち 1 つ以上を取得し、かつ総合所得年間収入額から専門付加控除を控除した残額が 6 万人民元を超える場合
- 3) 納税年度以内に予納した税額が、納付すべき税額と比べて低い場合

納税者が暫くの間、居住者か非居住者なのかを確定できない場合、まず非居住者個人であるとみなして税金の納付作業を進めた後、年度終了後に当該納税者が居住者であることが確定した場合には、規定を参照して確定申告を行う事が定められている。

同時に、ディスカッションドラフトでは、納税者が源泉徴収義務者またはその他の組織と個人に委託し、確定申告を行うことができることが明文化された。

納税者が税金の還付を受ける必要がある場合、ディスカッションドラフトでは、確定申告を行い、税金の還付を申請すると規定している。但し下記の状況に対しては、税務機関は税金の還付を拒否することができる。

- 1) 納税申告または提供された確定申告情報が、税務機関によって虚偽の情報であると認定され、かつその修正を拒否している場合
- 2) 法定の確定申告期限終了後に、税金の還付を申請した場合

その他、納税者が税金の還付を申請する場合において、税務機関が納税者の過失はない旨を確認した場合には、税務機関は税金の還付申請を受理しなければならない。税金還付方法の詳細は、国务院の財政・税務所轄部門が別途規定する。

国务院の税務所轄部門は、確定申告の複雑性を考慮した上で別途、確定申告方法の詳細を規定する。

総合所得の年度確定申告制度は、新個人所得税法に導入された重要な改正の一つである。納税者は新規定を十分に理解した上で自分自身の状況に応じた税務コンプライアンス上の要求事項に従い、更に年度確定申告による追加納税または税金還付を行う際に複雑な状況が発生した場合には、直ちに税務専門家の協力を求めることが推奨される。特に留意すべき点として、暫くの間納税者の身分が居住者なのか非居住者なのか確定できない場合、まず非居住者とみなして税金納付手続を進め、年度終了後において居住者身分が確定された後、改めて確定申告を行う必要が生じる点である。従って、短期で中国に滞在する中国に住所を持たない個人は、年末にその身分が居住者なのか非居住者となるのかを判断するため、当年度の中国滞在期間を詳細に記録し、必要に応じて確定申告を完了しなければならない。

雇用主の視点からは、大量の短期訪中外国籍人員を有する企業の場合、年末のコミュニケーションや関連の税務手続を提供するために、必要な内部管理プロセスを設置することが考えられる。ディスカッションドラフトでは、納税者が源泉徴収義務者に委託し、確定申告を行うことができると規定されている。実務上、取得した所得が単一項目である個人納税者が源泉徴収義務者に委託し確定申告を行うことはよくあることで、その取扱も比較的簡便である。但し、所得の出所が様々である方や専門付加控除が複雑な方である場合、または税金の還付を申請する必要がある個人納税者に対して源泉徴収義務者が委託を受け確定申告を行う場合は、納税者のおかれた状況を完全に理解し、確定申告の正確性を確

保する必要がある。上述を踏まえ、源泉徴収義務者が納税者に協力して年度確定申告を行う際は、税収リスクの管理と統制を強化することが望ましい。必要な場合、税務専門家に協力を求めることが推奨される。

10. 国外移住による中国戸籍の抹消

新個人所得税法に規定された、国外移住による中国戸籍抹消のために納税申告が必要となる状況に対して、ディスカッションドラフトでは、居住者個人が国外移住のため中国戸籍の抹消を希望する場合、抹消される中国戸籍の当年度の総合所得・経営所得に関する確定申告状況・当年度のその他項目の税金納付状況・過年度の納税不足状況を報告する必要があると規定された。

上記を踏まえ、国外移住による中国戸籍の抹消手続を進める前に、該当する個人の暦年における個人所得税の納税状況に関して、税務機関がレビュー及び審査を行う可能性がある。従って国外への移住計画のある居住者個人は、過少納税により不利な影響が発生する事態を回避するため、日常の税務コンプライアンスを重視し、かつ事前に過年度の税務コンプライアンス状況をレビューすることが推奨される。

11. 専門付加控除項目の徴収管理

ディスカッションドラフトでは、新個人所得税法に導入された専門付加控除項目の徴収と管理規則に対して、詳細に規定されている。

- 居住者が賃金給与所得を取得した場合、源泉徴収義務者に専門付加控除項目に関する情報を提供し、源泉徴収義務者は税金の源泉徴収申告を行う際、専門付加控除を適用する。納税者が同時に2か所以上から賃金所得を取得し、かつ源泉徴収義務者が専門付加控除を取り扱う場合、同一の専門付加控除項目に対して、納税者は複数の賃金所得のうち1か所のみを選択し控除しなければならない。居住者個人が労務報酬所得、原稿料所得、特許権利使用料所得を取得した場合は、確定申告を行う際に税務機関に関連情報を提供し、専門付加控除を行うべきである。
- 納税者と源泉徴収義務者は、国务院税務所轄部門が規定した期限に従い納税関連資料を保管し、審査に対応しなければならない。
- 税務機関は、一定の比例に基づき、納税者が提供した専門付加控除項目情報に対して審査を行うことができる。確定申告期限の締め切り前に、納税者が提出した情報が事実と異なることが発見された場合、納税者に修正を要求し、かつ源泉徴収義務者に通知する。もし当年度の確定申告期限の締め切り前に上記の問題が再発見された場合、税法に基づいて納税者に対する処罰を行い、状況に応じ、信用情報システムに反映して国家の関連規定に基づく連携懲戒を実施する。

財政部、国家税務総局は、個人所得税実施条例ディスカッションドラフトの公表と同時に、『個人所得税専門付加控除項目暫定弁法（ディスカッションドラフト）』を公表し、意見を募集している。その具体的な内容については、デロイトのタックスアナリシスをご参照のこと。

12. 多部門間の協調責任

税務機関による必要な税務情報の入手を確保するために、ディスカッションドラフトでは、専門付加控除項目に係る政府部門は、専門付加控除項目の関連情報を税務機関に提供し、かつ専門付加控除項目の関連情報の事実確認に協力すべきである旨が明文化された。

デロイトの見解及びアドバイス

ディスカッションドラフトの各規定から見れば、今回の個人所得税改革は基礎納税制度と関連する措置の構築を重視しており、自然人の納税識別番号・個人の脱税防止・多部門協同責任・個人信用情報システムなどを組み合わせた措置は、新税制の実施を後押しするものである。今後、総合課税と分離課税を組み合わせた個人所得税制を構築すると同時に、総合所得の年度ベースの税金計算と予納（源泉徴収）・自己申告・確定申告・事後検査などを組み合わせた徴収管理モデルが徐々に完成されていくものと推察される。個人所得税の徴収管理は、従来の源泉徴収義務者を責任主体とするモデルから、納税者と源泉徴収義務者を共に重視する方向に変更された。多部門の協力・情報共有・協同管理・共同処罰を以て、税務機関は、効率的かつ正確な個人所得税徴収管理の実現を目指している。

雇用主と一部納税者は、今回のディスカッションドラフトの関連規定に留意し、関連措置を取るべきである。

雇用主（源泉徴収義務者）—新税法によって雇用主の源泉徴収義務者としての義務は軽減されず、かつ専門付加控除項

目の導入後に、雇用主が情報収集・提出などのコンプライアンス義務を負う可能性があることを鑑み、企業は内部作業とリスクコントロール管理措置を完備し、必要に応じて外部専門者の協力とテクニカル面での解決案を求めることが推奨される。

在中の外国籍人員—「五年ルール」の維持は、住所を有しない個人の一部国外源泉所得が、中国での課税から除外されるため納税者によって有利な取扱であるが、後続の届出と確定申告等の関連規定に注目する必要がある。また、中国滞在日数を記録し、免税優遇の享受を確保する。

高収入者—新税法における脱税防止規定を理解し、現在のアレンジと資産配置の商業的合理性を評価し、税務リスクを軽減するための適切な手配を行うことが望ましい。

国内信用情報システムの設立と改善により、納税者と源泉納税義務者のコンプライアンスコストも増加し続けることとなる。上記の背景を踏まえ、納税者としても源泉徴収義務者としても、即時に税法改革の新政策を深く理解し、税務コンプライアンスに従い、税務意識を高めることは非常に重要な意義がある。納税者と納税義務者は、適時に関連措置を取り、コンプライアンスを確保すべきである。今後も新たな税法改正関連規定が次々と公布され、納税者が留意すべき重要問題は明確になると予想される。企業と個人は最新の政策に留意し、間もなく全面的に発効される個人所得税改革に十分に備えることが推奨される。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせは本下記の担当者までご連絡ください。

北京

朱桢

合伙人

电话: +86 10 8520 7508

传真: +86 10 8518 7326

电子邮件: andzhu@deloitte.com.cn

哈尔滨

徐继厚

合伙人

电话: +86 451 8586 0060

传真: +86 451 8586 0056

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

沈阳

徐继厚

合伙人

电话: +86 24 6785 4068

传真: +86 24 6785 4067

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

成都

汤卫东 / 张书

合伙人

电话: +86 28 6789 8188 / 8008

传真: +86 28 6500 5161

电子邮件: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

香港

展佩佩

合伙人

电话: +852 2852 6440

传真: +852 2520 6205

电子邮件: sachin@deloitte.com.hk

深圳

李旭升

合伙人

电话: +86 755 3353 8113

传真: +86 755 8246 3222

电子邮件: vicli@deloitte.com.cn

重庆

汤卫东 / 张书

合伙人

电话: +86 23 8823 1208 / 1216

传真: +86 23 8859 9188

电子邮件: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

济南

蒋晓华

合伙人

电话: +86 531 8518 1058

传真: +86 531 8518 1068

电子邮件: betjiang@deloitte.com.cn

苏州

管列韵

合伙人

电话: +86 512 6289 1297

传真: +86 512 6762 3338

电子邮件: kguan@deloitte.com.cn

大连

徐继厚

合伙人

电话: +86 411 8371 2888

传真: +86 411 8360 3297

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

澳门

鄧偉文

合伙人

电话: +853 2871 2998

传真: +853 2871 3033

电子邮件: raytang@deloitte.com.hk

天津

白凤九

合伙人

电话: +86 22 2320 6699

传真: +86 22 8312 6099

电子邮件: bilbai@deloitte.com.cn

广州

李旭升

合伙人

电话: +86 20 8396 9228

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: vicli@deloitte.com.cn

南京

许柯 / 胡晓蕾

合伙人

电话: +86 25 5791 5208 / 6129

传真: +86 25 8691 8776

电子邮件: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

武汉

钟国辉

合伙人

电话: +86 27 8526 6618

传真: +86 27 6885 0745

电子邮件: gzhong@deloitte.com.cn

杭州

卢强 / 何飞

合伙人

电话: +86 571 2811 1901

传真: +86 571 2811 1904

电子邮件: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

上海

梁晴

合伙人

电话: +86 21 6141 1059

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: mliang@deloitte.com.cn

厦门

钟锐文 / 吴焕琛

合伙人 / 总监

电话: +86 592 2107 298 / 055

传真: +86 592 2107 259

电子邮件: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

关于德勤中国税务技术中心

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心,旨在不断提高德勤中国的税务服务质量,为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物,从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍;并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询,请联络:

中国税务技术中心

电子邮件: ntc@deloitte.com.cn

主管合伙人 / 华南区 (香港)

张新华

合伙人

电话: +852 2852 6768

传真: +852 2851 8005

电子邮件: ryanchang@deloitte.com

华北区

张博

合伙人

电话: +86 10 8520 7511

传真: +86 10 8518 1326

电子邮件: juliezhang@deloitte.com.cn

华东区

朱正萃

合伙人

电话: +86 21 6141 1262

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: kzhu@deloitte.com.cn

华南区 (内地/澳门)

张文杰

总监

电话: +86 20 2831 1369

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: gercheung@deloitte.com.cn

华西区

张书

合伙人

电话: +86 28 6789 8008

传真: +86 28 6317 3500

电子邮件: tonzhang@deloitte.com.cn

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息,请联络陆颖仪 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至 +852 2541 1911。

关于德勤全球

Deloitte（“德勤”）泛指一家或多家德勤有限公司（即根据英国法律组成的私人担保有限公司，以下称“德勤有限公司”），以及其成员所网络和它们的关联机构。德勤有限公司与其每一家成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司（又称“德勤全球”）并不向客户提供服务。请参阅 www.deloitte.com/cn/about 中有关德勤有限公司及其成员所更为详细的描述。

德勤为各行各业的上市及非上市客户提供审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询、税务及相关服务。德勤透过遍及全球逾 150 个国家的成员所网络为财富全球 500 强企业中的 80% 企业提供专业服务。凭借其世界一流和高质量的专业服务，协助客户应对极为复杂的商业挑战。如欲进一步了解全球大约 244,400 名德勤专业人员如何致力成就不凡，欢迎浏览我们的 **Facebook**、**LinkedIn** 或 **Twitter** 专页。

关于德勤中国

德勤于 1917 年在上海设立办事处，德勤品牌由此进入中国。如今，德勤中国的事务所网络在德勤全球网络的支持下，为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤在中国市场拥有丰富的经验，同时致力为中国会计准则、税务制度及培养本地专业会计师等方面的发展作出重要贡献。敬请访问 www2.deloitte.com/cn/zh/social-media，通过德勤中国的社交媒体平台，了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息，任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构（统称为“德勤网络”）并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前，您应咨询合格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而导致的任何损失承担责任。

©2018。欲了解更多信息，请联系德勤中国。